

2019年度千葉大学大学院人文公共学府 研究生期間延長募集案内

研究生の研究期間延長について

本学府において研究生として1年間在学した者が引き続き研究の継続を希望する場合、許可を得てその期間を延長することができます。ただし、外国人留学生の場合、研究生が「留学」の在留資格で活動できる期間は、他大学での研究生在学期間を含め最長2年までとなりますのでご注意ください

1. 期間延長出願期間

2019年4月からの期間延長を希望する者

2019年 2月19日（火）から 2月21（木）まで

2019年10月からの期間延長を希望する者

2019年 7月17日（水）から 7月19日（金）まで

- ① 出願書類の提出は、原則として持参とします。
- ② 受付時間は、平日9時から11時30分、13時30分から15時30分までです。
- ③ 出願期間にすべての書類が揃わない場合は、出願書類を受理しません。
- ④ 出願書類は一切返却しないので、必要がある場合は各自でコピーを取ってください。
- ⑤ 出願期間は、学内行事の都合で変更になる場合がありますので、事前に大学院学務グループに確認してください。

2. 出願書類等

期間延長を希望する者は、次の出願書類等を一括して大学院学務グループに提出してください。

- ①～③は、期間延長希望者全員が提出する出願書類です。
- ④～⑤は、①～③に加えて、外国人の期間延長希望者が提出する出願書類です。

期間延長希望者全員が提出する出願書類

- ① 研究生期間延長願書（所定用紙）
指導教員の署名捺印欄があります。出願前に、期間延長後も引き続き研究指導を受けられるかを指導教員に確認し、署名捺印をしてもらった上で提出してください。
- ② 保証書（所定用紙）
- ③ 学生証発行申請書（所定用紙）

①～③に加えて、外国人の期間延長希望者が提出する出願書類

- ④ 在留カードの写し（両面）
- ⑤ 住民票（在留資格及び在留期間が記載されたもの（ただし、マイナンバーの記載のないもの）。必ず役所から発行された原本を提出すること。）

3. 選考及び期間延長許可

- ① 書類審査により選考します。
- ② 選考の結果はメールにより通知します。期間延長許可者には、併せて関係書類を送付します。
- ③ 研究期間は、期間延長を許可された学期（6ヶ月）又は年度（1年間）です。
- ④ 期間延長を辞退する場合は、速やかに大学院学務グループに申し出てください。

4. 期間延長に必要な経費

授業料 173,400円(6ヶ月分) 年額 346,800円

授業料の納入期日及び納入方法等は、改めて通知しますので、速やかに納入できるように予め準備しておいてください。

また、在学中に授業料の改定が行われた場合には、改定時から新授業料が適用されます。

既納の授業料は返還しません。

【注】入学料は必要ありません。

5. その他

- ① 期間延長後、研究生として不適当と認められたときは、研究生の身分を取り消すことがあります。
- ② 研究が終了し、研究成果報告書を提出した時は、希望により研究証明書の交付を受けることができます。
- ③ 研究期間中に大学院等への進学又は就職等の都合により研究を継続できなくなった場合は、直ちに指導教員を経由して退学願を提出してください。これを怠り放置しておくとは除籍の処分を受けることがありますので留意してください。

6. 問い合わせ先

千葉大学 人文社会科学系 大学院学務グループ
〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33
TEL: 043-290-2354
FAX: 043-290-2356
E-mail: gah2352@office.chiba-u.jp